

## 石川県子ども食堂開設準備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの居場所、貧困対策及び世代間交流を担う「子ども食堂」の地域偏在化を解消し、全県的な充実を図るため、子ども食堂を新たに開設する団体に対し、予算内の範囲において補助金を交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 無料または低額で食事を提供する活動を定期的に行うことにより、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を提供する取組をいう。
- (2) 補助対象団体 主たる事業所の所在地が県内に存し、代表者が選任されている団体であって、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
  - ア 地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるもの
  - イ ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として県民が組織する団体
  - ウ その他知事が適当と認める団体
- (3) 申請者 子ども食堂を新たに開設して実施する団体の代表者

### (補助対象事業の条件等)

第3条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者が定められ、事業運営を適切に行うことができる団体であること。
- (2) 本県に居住する子どもを主たる対象とすること。
- (3) 地域の実情に応じて、複数回実施すること。
- (4) 当該子ども食堂に係る傷害保険に加入すること。

- (5) 営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた年度内に当該子ども食堂を実施すること。
- (8) 個人情報の保護を徹底すること。
- (9) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

#### (補助額の算定方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1欄に定める初期準備費用及び開催経費とする。なお、補助基準額は別表第2欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費のうち、国、県、市の補助金その他これに準ずるものの交付を受けたものは、補助対象としない。

#### (交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、石川県子ども食堂開設準備支援事業交付申請書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。なお、申請は知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請に先立ち、申請者は、主たる事業所の所在地の自治体の児童福祉課の担当者から申請書の確認を受けなければならない。

#### (交付決定)

第6条 知事は、前条の申請のあった申請者に対し、石川県子ども食堂開設準備支援事業交付決定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。なお、知事は、交付決定をした団体に対し、交付決定額の5割を概算払することができる。

#### (実績報告)

第7条 前条の決定を受けた申請者は、事業を完了したときは、その日から起算して15日以内または事業を実施した年度の2月末日（末日が土日祝にあたるときは、その直前の平日まで）のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または交付額を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、または受けたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助金の交付額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、決定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(取得財産の管理等)

第10条 申請者は、補助金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産（以下、取得財産等という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第11条 申請者は、取得財産等のうち、取得価格または効用の増加価格が5万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産を処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸付、または担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 前項の処分制限期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が定める期間とする。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

## 別表

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 備考
(1) 食材費 (2) 食器購入費 (3) 消耗品費 (4) 備品購入費 (5) 飲食店営業の許可に係る手数料及び食品衛生責任者講習会の受講に要する費用 (6) 保険料 (7) 改修費（軽微なものに限る。） (8) 会場借上料 (9) 光熱水費 (10) その他、知事が必要と認めるもの	上限 20 万円	・申請は同一の団体において、原則1回に限る  ・参加者から利用料を徴収している場合、その額を控除した額が補助額となる